

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2007年5月25日(金)
第22号
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

第6回支部委員会報告

19年度「目標型自己申告」についての対応を確認

5月16日、業平詰所において第6回支部委員会が行われ、この間の交渉や、各種報告等を行い、協議事項として「目標による管理」についての対応を確認しました。

昨年度、約半年を協議に費やし、「新たな人事・給与制度」については労使合意をしました。それに基づき、4月には査定昇給がされましたし(経過措置期間中のため今年度はD以下はなし)、一時金への成績率の反映についても既に1月より評価期間に入っています(実施は20年6月)。さらに、これまで行われていた自己申告制度にあたる「目標型自己申告制度」も目標設定の時期(6月)となりました。

この「目標型自己申告制度」は、勤務評定や業績評価と直接連動するものではないことが交渉のなかで確認がされています。よって、人材育成や職場の活性化を目的に実施されるものであり、目標が達成できなかったからと言って、勤務評定に直接影響することはありません。(一般職は今年度試行実施)

また、昨年度妥結時は「目標による管理」との名称でしたが、この間の協議の結果、あくまでも自主的に行なう趣旨から「目標型自己申告制度」に変更させ、さらに中間申告後に管理職・職員からの意見を汲み取り20年度実施に反映させること、また、目標・成果シートの簡素化などを勝ち取ることができました。

支部としては、22日に開催した第22回執行委員会で議論を行い、さらに、24日には第6回支部委員会のなかで検討を行い対応方法について議論しました。その結果、支部としての「目標・成果シート」への記入例を作成いたしましたので、参考にして下さい。また、区交渉ならびに所属長交渉を持ち、「目標型自己申告制度に対する申し入れ」を行い、記入の強要をしないことや勤務時間内に面接を行うことをはじめ、数点の確認を求めることとします。

2007年5月29日

墨田区長
山崎 昇 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾

東京清掃労働組合墨田支部
執行委員長 山崎 富康

「目標型自己申告制度」の実施に対する申し入れ

職員の勤務条件の確立に向けた日頃のご尽力に敬意を表します。

「目標型自己申告制度」は、協議を積み重ね、「勤務評定や業績評価と直接連動せず、あくまでも人材育成や職場の活性化を目的として実施されるもの」として労使合意に至りました。また、今年度は、係長職は本格実施、一般職は試行として実施されるものと認識しております。年度当初の目標設定の時期にあたり、支部として下記のとおり申し入れいたしますので、誠意ある対応をお願いします。

記

1. 目標・成果シートへの記入は、強制することなく、職員の自発的意思を保障すること。
2. 面接にあたっては、時間外の実施や複数人同時実施など行わないこと。
3. 目標・成果シートの未提出、一部記入者について、不利益な取り扱いをしないこと。
4. 係長級に責任や義務を押し付けず、係長級や一般職本人の意思を尊重し、提出方法などを強制しないこと。
5. 異動希望については、本人の意思を尊重すること。
6. 中間申告後の検証は、管理職の意見のみを重要視することなく、職員の意見も十分に考慮し、20年度の実施に反映すること。

以上

目標・成果シートへの記入例：支部作成：

（分別収集の徹底）

- 住民と常にコミュニケーションを図り、適正排出について協力を求め、衛生的な集積所づくりを行う。
- 可燃・不燃・資源の分別の徹底のため、違反排出されているごみ袋については収集中も可能限り調査を行い、積極的に住民に分別排出の協力を求める。

（安全・丁寧な作業の徹底）

- ケガ防止の為、腰痛予防体操と保護具の完全着用を必ず行う。
- 安全作業手順を遵守し、収集後は飛散したごみもきれいに片付ける。
- カラスネットはごみ収集後、きれいに折り畳む。

（共同作業）

- 同僚と声を掛け合い、明るく、楽しく、安全に作業を行えるよう心がける。
- 清掃車がバックする際、事故防止のため運転手が見える位置で大きな声で誘導する。

（粗大収集・確実な作業）

- 申告内容と実際に出されている物、また有料シールを点検して収集する。

（指導業務）

- 住民指導に当たっては、ごみの分別の大切さを十分に理解していただき、丁寧な対応で協力を求める。
- サーマルリサイクルモデル実施に伴い、住民が混乱することのないよう指導・啓発に努める。

（安全運転の遂行）

- 危険交差点、交通事故多発地点をよく把握し、あせらずゆとりを持った運転に努める。

（収集職員との共同作業）

- 清掃車から収集職員が降りる際、声を掛けてドア開けの安全確認を行う。
- 収集職員が安全で丁寧な作業が出来るような走行を心がけ、住民に喜ばれる清掃事業に努める。

（自動車整備）

- 事故などが発生した際は、業務に支障を生じないよう現場に代車を運び、迅速に修理作業を行う。

目標型自己申告を含め、新たな人事・給与制度について不明点がありましたら、お気軽に執行部までお問い合わせください。

2007 清掃職業差別意識実態調査にご協力ください

わが組合の闘いの歴史は、組合員の賃金など労働条件獲得のみならず、清掃職業蔑視やすべての差別とも闘い、社会的地位の向上を目指す闘いでもあります。

1995年に千歳事業所で部落差別に基づく「差別メモ事件」が起き、2002年には中野事務所で「差別落書き事件」が起きてしまいました。このような事件が起きたことは、わが組合の差別撤廃に向けた職場での取り組みが不十分であったと反省し、この間、人権啓発活動を推進してきました。

しかし、2003年6月、大田区職労土建公環支部ニュースに「清掃への異動は、基本的人権の否定である。また、悪質なじめである」という記事が掲載されました。これは、当局の現業合理化攻撃の中で起きた清掃差別事件ですが、背景には清掃労働者に対する社会的な蔑視、差別が現実にあるために起きたと考えられます。この問題に対し、わが組合は大田区職労に対する確認会を持ち、職業差別の重大性を認識させる取り組みを行いました。

今回、職場で清掃差別意識実態調査を取り組み、組合員一人ひとりが設問に答えることで、差別に対する認識を深め、具体的な差別や、差別と感じられることがらについて仲間と話し合いを持っていただきたいと思います。組合員のみなさんの清掃職業差別意識実態調査の取り組みにご協力をお願いいたします。

【具体的取り組み】

- ① 皆さんに「2007年清掃職業差別実態調査票」をお配りします。設問表（白い用紙）と回答用紙（水色の用紙）で一組となっています。
- ② 対象者は、全組合員です。再任用・再雇用職員の方もお願いします。
- ③ (1)～(18)の設問に対し、回答用紙（水色の用紙）に回答を記入してください。なお、整理番号は記入しないでください。
- ④ 回答の記入が終わりましたら、回答用紙（水色の用紙）のみを提出してください。
- ⑤ 5月30日までに、回収箱もしくは執行委員まで提出をお願いします。

皆様のご協力をお願いします。